

特別な休暇制度について紹介するホームページがあります

厚生労働省が運営する働き方・休み方改善ポータルサイトでは、
病気休暇制度など特別な休暇制度に関する情報を掲載しています。
<https://work-holiday.mhlw.go.jp>

特別な休暇制度を設けている企業の取組事例を見ることができます。



The screenshot shows the homepage of the Work-Holiday Portal. At the top, there's a search bar and navigation links for Google Custom Search, Text Size (Standard, Large, Extra Large), and a mail magazine link. Below the header, there's a main visual with icons for '見える化' (Visualize), '実態把握' (Actual Status Recognition), '施策・支援策をクリック' (Click on Measures/Support Policies), '経営トップの判断' (Judgment by Executive Top), and '改善' (Improvement). A large orange button at the bottom says 'ユーザー登録をされている方はこちら' (For users who have registered). Below the visual, there's a section about the importance of recognizing actual situations before making judgments. A download link for a brochure is also present.



The screenshot shows a page titled 'クリック後のページ' (Page after clicking). It features several promotional sections: '年次有給休暇の取得促進' (Promotion of annual paid leave acquisition), '働き方・休み方改善コンサルタント' (Workplace improvement consultant), '特別な休暇制度の普及促進をクリック' (Click to promote the普及 of special leave systems), '働き方改革推進支援助成金' (Promotion support grant for work style reform), '勤務間インターバル制度普及促進のための取組' (Measures for the promotion of the shift interval system), and 'テレワークの推進' (Promotion of telework). Each section includes small illustrations and brief descriptions.

厚生労働省委託事業

令和元年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査等事業

問い合わせ先 (厚生労働省委託事業機関) 株式会社日本能率協会総合研究所
〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目1番22号
TEL : 03-3578-7626

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度



安心して休める環境が継続勤務に繋がる

支えられる安心、 支える安心。

“特に配慮を必要とする労働者”とは

経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことが必要です。特に配慮を必要とする労働者に対する休

暇制度とは、「労働時間等見直しガイドライン」※において例示されている「特に配慮を必要とする労働者」(下記参照)に対して付与される特別な休暇制度です。これらの休暇は、年次有給休暇とは違い、付与する義務がないものもありますが、事業主は労働者の個々の事情に対応しつつ、事業場における労使の話し合いにより、付与を検討することが望されます。

特に配慮を必要とする労働者の例

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者 | ⑤ 単身赴任者 |
| ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者 | ⑥ 自発的な職業能力開発を図る労働者 |
| ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者 | ⑦ 地域活動等を行う労働者 |
| ④ 公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者 | ⑧ その他特に配慮を必要とする労働者 |

※厚生労働省が、事業主が特別な休暇を含む労働時間等の見直しについて適切に対処するために必要な事項を定めたもの。

いま、病気療養のための休暇が必要とされています

近年の医療技術の進歩により、これまで治らないとされてきた疾病が治るようになる一方で、長期にわたる治療等が必要な疾病やメンタルヘルス上の問題を抱えながら、職場復帰を目指して治療を受ける労働者や、治療を受けながら就労する労働者の数が増加しています。こうした労働者をサポートするため、



●治療・通院のための時間単位や半日単位で取得できる休暇制度

●年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇制度

●療養中・療養後の負担を軽減する短時間勤務制度

等を導入することの必要性が高まっています。

時間単位・半日単位の年次有給休暇

時間単位の年次有給休暇については、労働基準法に基づき、労使協定を締結することにより、年に5日を限度に取得できます。

失効年休積立制度

失効した年次有給休暇を積み立て、病気等で長期療養する場合に使えるようになります。導入している企業は、全体の23.4%となっています。

病気休暇制度

私傷病の療養のために、年次有給休暇以外で利用できる休暇制度です。取得できる要件や期間は、労使の協議あるいは休暇を与える使用者が決定することが一般的です。

短時間勤務制度

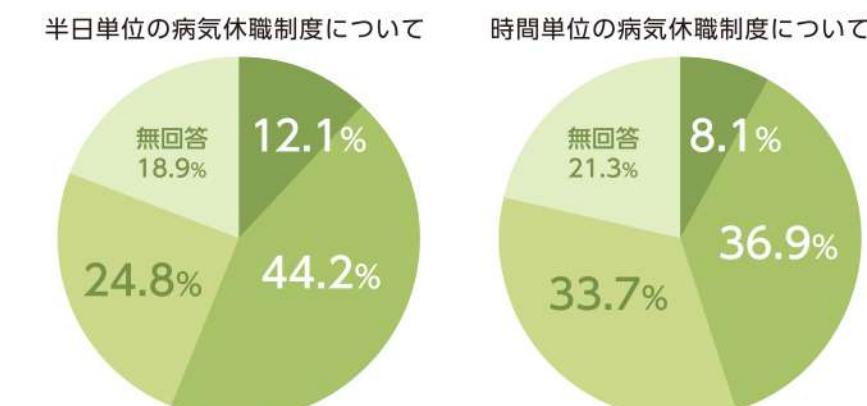
一定の期間、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度を導入している企業は42.7%、そのうち疾病治療のために制度を利用できる企業は54.2%となっています。

”病気休暇制度”の導入状況

Q.病気休職制度(※)はありますか？
(n=2389)



Q.半日単位の病気休職制度、時間単位の病気休職制度はありますか？
(n=1438)



出典：令和元年度「『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」

※私傷病の治療等により通院・治療のため、欠勤を認める制度として就業規則等に定められているもので、「病気休暇制度」「傷病休暇制度」など名称の別は問わない。

病気休暇制度を導入している企業をご紹介します

(平成28年度～平成30年度「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」における収集事例)

平成30年度

平成29年度

平成28年度

病気休暇

ワカムラ電機株式会社

製造業

従業員数:89名(2018年3月31日時点)

病気休職

大栄システム株式会社

情報通信業

従業員数:100名(2019年3月時点)

健やか休暇

セイコーワーカー株式会社

製造業

従業員数:12,238名(単体)(2017年3月時点)

積立休暇

日本ケミファ株式会社

製造業

従業員数:816名(2018年3月31日時点)

リボンズ休暇、傷病ストック休暇

アフラック生命保険株式会社

金融・保険業

従業員数:4,946名(2018年3月31日時点)

傷病有給休暇

甲府城南病院

医療・福祉業

従業員数:395名(2017年4月時点)

積立安心休暇

株式会社タニタハウジングウェア

製造業

従業員数:129名(2016年9月時点)